

金融庁 受付日 平成 19 年 10 月 12 日

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成 19 年 10 月 11 日

金融庁監督局銀行第一課長 殿

照会者名 _____

住所 _____

〒 _____

連絡先 _____

電話番号 _____

ファックス番号 _____

電子メールアドレス _____

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2. (3) の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

信託業法（平成十六年十二月三日法律第百五十四号）第 14 条 2 項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」という名称の NPO 法人の設立および事業の遂行

【事業内容】

- (1) 遺言書の保管
- (2) 遺言書作成業務を担当しうる弁護士の紹介を依頼された場合における、正会員たる弁護士が無償斡旋紹介又は第三者への委託
- (3) 既存の遺言書の遺言執行者指定委託文言に基づいて当法人が特定の遺言執行者の指定を受託した場合における、無償での遺言執行者の指定
- (4) 成年後見、生前契約事務を担当しうる弁護士の紹介を依頼された場合における、正会員たる弁護士が無償斡旋紹介
- (5) 上記各事業に関する相談会の開催
- (6) 会員、弁護士、信託銀行等を対象者とする研修会の開催
- (7) 遺言一般、遺言信託、高齢者問題対策、事業承継、涉外相続等に関する各種研究及び出版

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

【見解】 「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」は同条の禁止する名称に当たらない。

【根拠】 信託業法第14条2項は、「信託会社でない者は、その名称又は商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。」と規定されている。

そして、設立予定のNPO法人の名称は「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」というように、「信託」という文言が名称についているが、以下のような理由で同文言の記載のみで同条に違反するというにはならないと思料する。

①同条違反の判断基準について

特定の団体の名称や商号が、信託業法14条2項に違反するかどうかは、「信託」という二文字が存在することのみで判断されるわけではない。

同条の趣旨が、大正期のように信託とは名ばかりの業者が多数出現することを防止するし、信託の引受を業として行うことを国から認められていることを示す「信託会社」という名称に対する信頼を保護するため、信託会社と混同誤認されるおそれがある名称・商号を禁止することにある。

そして、同条の規定の仕方としては、「信託会社でない者は、その名称又は商号のうちに信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。」規定されてはいるが、「名称・商号に信託という文言を使用してはならない」という文言にはなっていない。仮に、同条が、信託会社以外の団体が「信託」という文言を使用することを禁止する趣旨で立法されているならば、同条の文言も「名称・商号に信託という文字を使用してはならない」という規定になるはずであるが、このような規定とはなっていないことからすれば、同条は、単に名称・商号の中に「信託」という文言があるかどうかで判断するのではなく、名称・商号の全体から判断すべきことを規定している。したがって、名称・商号全体から、その名称・商号によって信託会社と混同誤認する怖れがあるか否かで判断することが同条の判断基準として適切である。

さらに、信託会社等に関する総合的な監督指針2-2(2)では、信託会社と紛らわしい商号を使用している者について調査する件について「調査の結果、当該業者の業務が信託会社とは明らかに異なる場合を除き、別紙様式3により再度警告を行うとともに、直接、電話や面談等により接触し是正を求めるものとする。」と規定され、信託業法14条2項に違反するかどうかの判断においては、名称・商号に加えて当該業者の業務についても検討することが示されている。

したがって、同条に違反するか否かは、名称・商号のみで判断されるのではなく、その事業者の業務という名称・商号外の事情も総合して判断されることになる。

②「遺言信託」という文言について

設立予定のNPO法人の名称には「遺言信託」という文言が使用されていて、同文言には、「信託」という名称が含まれている。

しかし、「遺言信託」という名称は、「遺言」という文言及び「信託」という文言が不可分一体として結合することにより、信託法上の「信託」とは別個の「遺言信託」という言葉として一般社会に浸透している。ここでいう「遺言信託」とは、高齢者等の個人から遺言書の作成に関する相談・遺言作成・遺言書の保管及び遺言の執行等を行うこと（サービス）を総称することをいい、信託法上の「信託」という意味は含まれない。

また、この「遺言信託」という文言は、金融機関等の商品名や遺言に関する商品の内容の説明、対外的な広告などに広く使用されていることは広く知られているとおりであり、「遺言信託」という文言には民法上の遺言に関する一連の行為を受託することという一般的な観念が明確に存在している。

さらに、信託法上には信託設定手段として遺言を選択できるが、信託法自体には「遺言信託」という用語は用いられていないのであり、「遺言信託」という文言に「遺言による信託の設定」という意味が含まれていたとしても、信託法上固有の法的用語とまでは言い難く、「遺言信託」という文言を用いたとしても信託法上の「信託」と一般人が混同誤認することはないし、信託会社と誤認される恐れもない。

③一般人の理解及び貴庁の見解の推察

前述したように「遺言信託」という文言はサービスの説明等で使用されているが、それを一般の人々は受け入れている。だからこそ、「遺言信託」について、金融機関等遺言信託のサービスを提供する団体は、「遺言信託」というのは信託法上の「信託」ではなくて、民法上の遺言の相談を受けることです」という説明などは特にしていないし、一般の顧客からも、「遺言信託」という文言は信託法上の信託と紛らわしいなどの苦情は出されておらず、「遺言信託」は遺言についてサービスであることが当然の前提として、現在も問題なく使用が続けられていることを鑑みれば、「遺言信託」という文言に、信託法上の「信託」的性格が含まれておらず、民法上の遺言のサービスの総称であるとの認識が一般人の間で根付いていることは明確といえる。

仮に名称・商号に「遺言信託」という名称を用いることが、信託法上の「信託会社であると誤認されるおそれのある文字」にあたり信託業法14条2項に違反することになるならば、それは即ち、「遺言信託」という商品名や広告が、信託法上の「信託」の性質を有さないにもかかわらず、「遺言信託」という信託法上の「信託」と混同誤認させる文言を使用していることになるのであって、信託業法違反にはならないにしても、「信託」ではないものを「信託」と見せかけることを禁止している信託業法の趣旨に反して、今現在も金融機関等が不適切な文言を使用していることになるのであるから、現在の遺言の実務が法令遵守の観点から適切とは言えない状態であることになる。

しかし、このような現状においても、商品やサービスに「遺言信託」という文言を使用している者に対して、貴庁から行政指導など行ったという事実が存在していない（と思われる）ことからすれば、貴庁の見解としては「遺言信託」という文言の使用によっても信託法上の「信託」と混同誤認されるおそれがないと判断しているものと推察できる。

④「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」について

設立予定の法人は、「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」という名称を使用予定で、同名称には「遺言信託」という文言が使用されているが、前述のように同文言の使用によっても信託法上の「信託」と誤認される恐れはない。また「遺言信託」の文言に続いて「支援」という文言が一体として存在しているのであるから、「信託会社」と誤認される可能性はより一層低い。

また、前述設立予定の法人の事業の内容は以下のとおりである。

- (1) 遺言書の保管
- (2) 遺言書作成業務を担当しうる弁護士の紹介を依頼された場合における、正会員の無償斡旋紹介又は第三者への委託
- (3) 既存の遺言書の遺言執行者指定委託文言に基づいて当法人が特定の遺言執行者の指定を受託した場合における、無償での遺言執行者の指定
- (4) 成年後見、生前契約事務を担当しうる弁護士の紹介を依頼された場合における、正会員の無償斡旋紹介
- (5) 上記各事業に関する相談会の開催
- (6) 会員、弁護士、信託銀行等を対象者とする研修会の開催
- (7) 遺言一般、遺言信託、高齢者問題対策、事業承継、涉外相続等に関する各種研究及び出版

そして、これらの事業内容に「信託会社」と誤認される可能性があるものは含まれていない。

したがって、名称及び事業の内容を総合して判断しても、設立予定の法人の名称が「信託会社であると誤認されるおそれのある文字」には当たらないのであり、信託業法14条2項に違反しない。

4. まとめ

以上のように、照会者としては前記(1)乃至(7)の事業を営む「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」との名称のNPO法人の設立をすることは、信託業法14条2項に違反しないと思料するものでありますが、法令遵守の観点から貴庁の見解をご教示いただき、ご指導程給わりたいと存じます。

以上